

令和5年度宮崎県森林審議会（第3回）

日時：令和6年3月13日（水）

13：30～15：30

場所：講堂

次 第

- 1 開 会
- 2 環境森林部長あいさつ
- 3 委 員 紹 介
- 4 会 長 選 任
- 5 議 事
（1）審議事項
・「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の原案について
- 6 閉 会

配付資料

- 会次第：審議会次第、委員名簿、森林法（抜粋）、審議会規則
- 資料1：条例骨子案に対する主な意見と対応案
- 資料2：「宮崎県再造林推進条例（仮称）」原案
- 資料3：答申案

宮 崎 県 森 林 審 議 会 委 員

(令和6年3月1日～令和8年2月28日)

氏 名	所 属 等	備 考
いとう さとし 伊藤 哲	宮崎大学農学部教授	再任
おがた ゆきこ 緒方 由紀子	宮崎県環境保全アドバイザー	新任
おまえ けいこ 尾前 慶子	耳川広域森林組合椎葉支所	新任
かわぐち 川口 さおり	建築士	再任
くろだ まほ 黒田 真峰	ヤマサンツリーファーム	新任
こだま かんたろう 児玉 寛太郎	公募委員	新任
さとう みつぐ 佐藤 貢	宮崎県町村会会長	再任
しみず おさむ 清水 収	宮崎大学農学部教授	再任
とやま まさし 外山 正志	宮崎県木材協同組合連合会会長	再任
ながとも みきお 長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事会長	再任
ふじかけ いちろう 藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	再任
ほしはら とおる 星原 透	公益社団法人宮崎県森林林業協会会長	再任
まえだ たかお 前田 隆雄	宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会会長	再任
やまぐち てるふみ 山口 輝文	宮崎森林管理署長	再任
よこやま じゅんこ 横山 純子	NPO 法人子どもの森 理事	新任

※五十音順

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第五章 都道府県森林審議会

（設置及び所掌事務）

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第六十九条 削除

（組織）

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第七十二条 削除

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

○宮崎県森林審議会規則

昭和50年2月8日規則第4号

改正

昭和50年12月9日規則第45号

昭和52年4月19日規則第21号

平成元年10月13日規則第77号

平成7年2月16日規則第3号

平成9年4月28日規則第42号

平成12年3月30日規則第33号

平成16年4月1日規則第17号

平成26年2月27日規則第4号

宮崎県森林審議会運営規則をここに公布する。

宮崎県森林審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、宮崎県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、法第5条第5項の規定による地域森林計画の変更、法第10条の2の規定による開発行為の許可及び法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準、同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、同法第7条の6第1項の樹種転換促進指針並びに同法第7条の9第1項の地区防除指針について意見を聴くための森林保全部会並びに県の森林及び林業行政に関する長期計画について意見を聴くための長期計画部会（以下これらを「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。
- 7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月9日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月19日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年10月13日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年2月16日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日規則第33号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月27日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。